

第2号様式(1)-②

(単体発注・事後審査型)

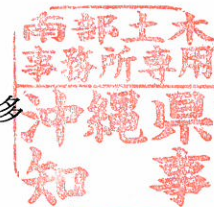
沖縄県一般競争入札公告南第13号

北大東空港着陸帯修景等工事(H24)の一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札(事後審査型)を次のとおり実施する。

平成24年7月6日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 北大東空港着陸帯修景等工事(H24)
- (2) 工事場所 北大東村北大東空港地内
- (3) 工事内容 植生工、アスファルト舗装工
(別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成24年12月14日まで
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、入札手続き(競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。
- (7) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法に定める建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成23・24年度建設工事入札参加資格者名簿(以下「平成23・24年度建設工事入札参加資格者名簿」という。)に土木一式工事業のC等級、B等級、A等級及び特A等級として登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (5) 平成14年4月1日から一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式。以下「資格確認申請書」という。)及び資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限までに、土木一式工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

- (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ウ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用）があること。
- (7) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- ・ 該当業者なし
- (9) 入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
- なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。
- ア 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (11) 沖縄県内に建設業法に基づく本店又は営業所が存在すること。

3 入札場所及び日時

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

- (1) 電子入札システムによる場合
 - 入札書提出開始日時： 平成24年7月30日(月) 9時00分
 - 入札書提出締切日時： 平成24年7月31日(火) 11時00分
- (2) 持参による場合
 - 持参日時： 平成24年8月1日(水) 13時20分
 - 持参場所： 沖縄県南部合同庁舎
沖縄県土木建築部南部土木事務所 7階入札室

※ 応募時に提出した資格確認申請書（第3号様式）の写しを持参すること。

開札日時：平成24年8月1日（水） 13時30分 電子入札システムにより開札

4 資格確認申請書の提出

本競争の参加希望者は、資格確認申請書（第3号様式）を電子入札システム又は持参により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

(1) 資格確認申請書（第3号様式）の提出期間等

ア 提出期間：平成24年7月6日（金） から 平成24年7月19日（木） まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法：原則として、電子入札システムによるものとする。（この場合、代表者の押印は不要である。）

ただし、電子入札に対応していない業者、又はトラブルにより電子入札での対応ができない場合は、持参により申請書を提出すること。

（持参による場合は、代表者の押印が必要である。）

ウ 持参による場合の提出場所：沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県南部合同庁舎 8階

沖縄県土木建築部南部土木事務所 庶務班

電話番号 098-866-1145

エ 持参による場合の提出部数：1部

5 資格確認資料の提出と競争参加資格の確認

(1) 落札候補者の資格確認

本競争は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行うため、応募時に提出した資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を持参により提出しなければならない。期限までに資格確認資料を提出しない者は、競争参加資格がないものとする。

なお、落札候補者は、上位のものから順に3者（上位のものと同額のものが複数いる場合はこの限りでない。）を決定し、資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のものの競争参加資格の審査は行わないものとする。

※「資格確認資料」とは、以下の様式等をいう。

① 様式1：配置予定技術者の資格等

② 様式2：同一工種の施工実績

③ その他：公告に添付した資格確認申請書（第3号様式）の資格確認の各項目に記載した必要書類

ア 資格確認資料提出の連絡：開札後、平成24年8月1日（水） 午後5時（予定）
までに対象業者あてに連絡する。

イ 資格確認資料の提出期限：平成24年8月3日（金） 午後5時までとする。

なお、期限内に限り、一度提出した資格確認資料の修正及び再提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は受

け付けない。

ウ 資格確認資料の提出先： 〒900-0029

沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県南部合同庁舎 8 階

沖縄県土木建築部南部土木事務所 河川港湾班

電話番号 098-867-4891

エ 資格確認資料を提出する場合は、別紙 1「資格確認資料表紙」を表紙とし、書類目次を記入するとともに、各書類に頁を付すこと。

(2) 競争参加資格の確認結果通知

平成24年8月7日(火) (予定) までに書面にて通知する。

なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。

ただし、落札候補者の競争参加資格がないと認められた場合は、次順位の者を落札候補者として資格の確認を行うので、落札者決定を再度保留し、「保留通知」を行うものとする。

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限： 競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所： 沖縄県南部合同庁舎 8 階

沖縄県土木建築部南部土木事務所 庶務班

ウ 提出方法： 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

6 設計図書の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間 平成24年7月6日(金) から

(2) 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードする。

【入札情報サービス】

<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

(3) 問い合わせ先 〒900-0029

沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県南部合同庁舎 8 階

沖縄県土木建築部南部土木事務所 庶務班

電話番号 098-866-1145

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第 2 項第 4 号の定めにより免除。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

9 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該工事の資格確認申請書（第3号様式）の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

10 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。

- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

13 支払条件

前金払 契約金額の40%以内
中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
部分払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数

14 火災保険の要否
要

15 その他

- (1) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認申請書又は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (6) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争契約入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 工期は、事情により変更することがある。
- (8) 最低制限価格を設定する。
- (9) 詳細は、沖縄県電子入札運用基準による。

16 本案件に関する質問・回答

(1) 入札及び契約関係

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37
沖縄県南部合同庁舎 8階
沖縄県土木建築部南部土木事務所 庶務班
電話番号 098-866-1145

(2) 上記(1)以外に関すること。

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37
沖縄県南部合同庁舎 8階
沖縄県土木建築部南部土木事務所 河川港湾班
電話番号 098-867-4891

ア 提出期間：平成24年7月6日(金) から 平成24年7月17日(火) まで。

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：上記(2)に同じ

ウ 提出方法：持参によるものとする。

電子入札対象工事の場合でも、持参すること。

エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：回答日から 平成24年7月31日(火) までの土曜日、日

曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

閲覧場所：沖縄県土木建築部南部土木事務所8階庶務班掲示板及び入札情報サービスに掲載する。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>